

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告 示	公 告
○京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定 (自然環境保全課) 819	○幼稚園の名称変更 (文教課) 820
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局) 820	○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局) 821
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 ()	公 安 委 員 会
○随意契約の相手方の決定 (監理課)	○落札者の決定

告 示

京都府告示第567号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)第2条第2項に規定する指定希少野生生物を次のとおり指定する。

令和5年11月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 種の指定

指定希少野生生物		指定する理由
分類群	種名	
昆虫類	オオウスバカゲロウ	個体数が著しく少なく、生息地の生息環境の悪化により、種の存続に支障を来すおそれがあることから特にその存続を図る必要があるため
	ミズスマシ	個体数が著しく少なく、分布域の相当部分で生息地が減少しつつあり、生息地の生息環境の悪化により、種の存続に支障を来すおそれがあることから特にその存続を図る必要があるため
クモ類	イソコモリグモ	個体数が著しく少なく、分布域

の相当部分で生息地が減少しつつあり、生息地の生息環境の悪化により、種の存続に支障を来すおそれがあることから特にその存続を図る必要があるため

コケ植物	ハリミズゴケ	生育地の生育環境の悪化により、種の存続に支障を来すおそれがあることから特にその存続を図る必要があるため
------	--------	---

2 地域個体群の指定

指定希少野生生物		指定する理由	地域個体群が生息し、又は生育する地域
分類群	地域個体群名		
昆虫類	ギフチョウ(網野町個体群)	個体数が著しく少なく、分布域の相当部分で生息地が減少しつつあり、生息地の生息環境の悪化により、種の存続に支障を来すおそれがあることから特にその存続を図る必要があるため	京丹後市網野町
	ギフチョウ(大原野個体群)	個体数が著しく少なく、分布域の相当部分で生息地が減少しつつあり、生息地の生息環境の悪化により、種の存続に支障を来すおそ	京都市西京区

れがあることから特にその存続を図る必要があるため

京都府告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
舞鶴市字木ノ下小字菅坂10060、10061の1、10063の1（次の図に示す部分に限る。）、10063の2、10064の1、10064の2、10065、10067の11
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福知山市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第570号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年11月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 委託業務の名称及び数量
土木事業執行支援システム移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府建設交通部監理課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和5年9月12日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通 J a p a n 株式会社
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
- 5 契約金額
30,217,000円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公 告

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の

2 第1項第1号の規定により、次のとおり幼稚園の名称変更の届出があった。

令和5年11月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

新 名 称	旧 名 称	変 更 年 月 日
京都白鳥幼稚園	白鳥幼稚園	令 6. 4. 1



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年11月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンプラザこすもす館
木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目2番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年6月14日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年11月21日から令和5年12月21日まで

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第115号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年11月21日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量

- レギュラーガソリン 90,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
伊丹産業株式会社
伊丹市中央5丁目5番10号
- 5 落札金額
13,711,500円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年2月17日